特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
20	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野市は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

長野市長

公表日

令和6年12月10日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業に関する事務
②事務の概要	新型コロナウィルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して、1世帯10万円を支給するもの。 対象者の抽出および申請者の課税状況の確認・審査において、本市で税情報を把握していない者について税情報等の情報照会のため個人番号を取り扱う。
③システムの名称	・給付金システム ・住民基本台帳ネットワークシステム（市町村CS） ・番号連携サーバ（団体内統合宛名システム） ・中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給金事業に係る情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	（1）番号法第9条第1項別表135の項 （2）番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第74条 （3）「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」（令和3年法律第38号）第10条（「特定公的給付」に指定

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報照会） （1）番号法第19条第8号別表135の項 （2）番号法第19条第8号に基づく利用特定情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条表160の項、第162条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部　福祉政策課
②所属長の役職名	福祉政策課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉部　福祉政策課 380－8512　長野市大字鶴賀緑町1613番地　電話番号　026－224－5028

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部　福祉政策課

連絡先	380－8512　長野市大字鶴賀緑町1613番地　電話番号　026－224－5028
9. 規則第9条第2項の適用	**[　　]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和4年2月21日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和4年2月21日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手を介在させる作業について、人為的ミスが発生するリスクへの対策として、以下のとおり対策を講じている。 ・ 特定個人情報を含む書類は、施錠可能な事務室での保管を徹底。 ・ 廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 ・定期的に、保管プロセス全体について、漏洩等のリスクを軽減させるための仕組みの確認。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	番号連携サーバーシステムへのアクセスが可能な職員は、静脈とパスワードによる認証によって限定されており、ログイン可能な職員の名簿を年度ごとに作成することによって、ログイン権限の適切な管理を行っている。 これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月25日	Ⅰ関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部 総務課 文書情報管理室	保健福祉部　福祉政策課	事後	重要な変更には当たらない。 担当所属変更。
令和6年11月25日	Ⅳリスク対策		「8.人手を介在させる作業」、11.「最も優先度が高いと考えられる対策」の項目追加		重要な変更には当たらない。 新様式への移行に伴う修正。
令和6年11月29日	Ⅰ関連情報 3　個人番号の利用	（1）番号法第9条第1項及び別表第一　第101の項 （2）番号法別表第一主務省令　第74条 （3）「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」（令和3年法律第38号）第10条（「特定公的給付」に指定	（1）番号法第9条第1項別表135の項 （2）番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第74条 （3）「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」（令和3年法律第38号）第10条（「特定公的給付」に指定	事後	
令和6年11月29日	Ⅰ関連情報 4　情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②　法令上の根拠	（情報照会） 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二　第121項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4	（情報照会） （1）番号法第19条第8号別表135の項 （2）番号法第19条第8号に基づく利用特定情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条表160の項、第162条	事後	